

富士市持続化プラス給付金に関するお知らせ

支援対象を拡大します

現在、富士市では新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えするため、国が実施する持続化給付金制度に準じて、事業全般に広く使える給付金を給付しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象とします。

- 1 「基準月*」の月額事業収入が中小法人等で
30万円未満、個人で20万円未満の事業者等

*…事業収入を比較する際の基となる月

- 2 業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を
給与所得として確定申告した個人事業者等

※どちらのケースも収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が30%以上減少していることが条件です。

※詳しくは申請要項をご確認ください。




※受付期間

令和2年8月3日～令和3年1月15日

裏面に続きます

申請要項の入手方法はこちら

【富士市ウェブサイト】

申請要項① →詳しくはコチラ 中小法人等向け	
申請要項② →詳しくはコチラ 個人事業者等向け	
申請要項③ →詳しくはコチラ 業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を 給与所得として確定申告した個人事業者等向け	

【申請要項(紙)の配付場所】

- 富士市持続化プラス給付金受付会場（10/2 まで、10/5 以降は未定）
富士市中央町 2 丁目 7 番 11 号 ラ・ホール富士 2 階多目的ホール
- 富士市産業経済部商業労政課
富士市永田町 1 丁目 100 番地 市庁舎 5 階南側

【お問い合わせ先】

- 富士市持続化プラス給付金コールセンター
電話番号：0545-52-6855
受付時間：9 時～17 時（土日・祝日・年末年始は除く）
- 富士市産業経済部商業労政課
電話番号：0545-55-2907
受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日・年末年始は除く）